

保険料モデル世帯（所得割 8.80%、均等割 48,440 円）

- ① 単身世帯で沖縄県の国民年金の平均年額約 62 万 7 千円の場合

$$\begin{array}{rcl} \text{均等割} & 14,532 \text{ 円} & + \text{ 所得割 } 0 \text{ 円} = 14,532 \text{ 円 (7 割軽減)} \\ & & \text{月額 } 1,211 \text{ 円} \end{array}$$

- ② 単身世帯で沖縄県の厚生年金の平均年額約 176 万 3 千円の場合

$$\begin{array}{rcl} \text{均等割} & 38,752 \text{ 円} & + \text{ 所得割 } 20,504 \text{ 円} = 59,256 \text{ 円 (2 割軽減)} \\ & & \text{月額 } 4,938 \text{ 円} \end{array}$$

- ③ 国保加入の子（世帯主で給与収入 200 万円）と同居する被保険者（年金収入 153 万円以下）の場合

$$\begin{array}{rcl} \text{均等割} & 48,440 \text{ 円} & + \text{ 所得割 } 0 \text{ 円} = 48,440 \text{ 円} \\ & & \text{月額 } 4,036 \text{ 円} \end{array}$$

- ④ 被用者保険の子供と同居する被保険者が被扶養者であった場合 ※注 1

$$\begin{array}{rcl} \text{均等割} & 2,422 \text{ 円} & + \text{ 所得割 } 0 \text{ 円} = 2,422 \text{ 円} \\ & & \text{月額 } 201 \text{ 円} \end{array}$$

- ⑤ 被保険者 2 人世帯の場合（夫：世帯主で厚生年金収入 176 万 3 千円）
（妻：国民年金収入 62 万 7 千円）

$$\begin{array}{rcl} \text{夫：均等割} & 24,220 \text{ 円} & + \text{ 所得割 } 20,504 \text{ 円} = 44,724 \text{ 円(5 割軽減)} \\ \text{妻：均等割} & 24,220 \text{ 円} & + \text{ 所得割 } 0 \text{ 円} = 24,220 \text{ 円(5 割軽減)} \\ & \text{合計} & = 68,944 \text{ 円} \\ & & \text{(月割 5,745 円)} \end{array}$$

注 1) 被扶養者であった被保険者については、平成 20 年 4 月～9 月までの 6 カ間は、保険料を凍結し、10 月～3 月までは 9 割軽減としている。

- ※ 沖縄県の国民年金の月額、 5 万 2 千 2 4 4 円
※ 沖縄県の厚生年金の月額、 1 4 万 6 千 9 2 2 円

平成 17 年度概況

○保険料の軽減措置

低所得者については、世帯の所得水準に応じて、保険料が軽減されます。

低所得者について、応益割（均等割）の部分を軽減

- ・ 7割軽減：基準額＝基礎控除額（33万円）
- ・ 5割軽減：基準額＝基礎控除額（33万円）＋24.5万円×（世帯人数－1）
- ・ 2割軽減：基準額＝基礎控除額（33万円）＋35万円×世帯人数